

平成 2 4 年 9 月 1 1 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案目次

報告第11号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書について	1
報告第13号	専決処分事項の報告について	3
議案第64号	廿日市市防災会議条例及び廿日市市災害対策本部条例の一部を改正する条例	5
議案第65号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	9
議案第68号	工事請負契約の締結について	13
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	15

報告第 1 1 号

市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

報告第 13 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 24 年 9 月 11 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 120,342 円

2 専決処分年月日 平成 24 年 7 月 19 日

(参考事項)

平成24年6月12日平良保育園で発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 6 4 号

廿日市市防災会議条例及び廿日市市災害対策本部条例の一部を改正する
条例案を次のように提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市防災会議条例及び廿日市市災害対策本部条例の一部
を改正する条例

(廿日市市防災会議条例の一部改正)

第1条 廿日市市防災会議条例（昭和38年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中「40人」を「50人」に、「任命」を「任命し、」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

第3条第6項中「及び第8号の」を「から第9号までに掲げる者に係る」に改める。

(廿日市市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 廿日市市災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後平成26年3月31日までの間に、第1条の規定による改正後の廿日市市防災会議条例第3条第5項第8号及び第9号の規定により新たに任命され、又は委嘱される廿日市市防災会議の委員の任期は、同条第6項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

(提案理由)

災害対策基本法の一部が改正され、防災会議及び災害対策本部の役割が見直されたことなどに伴い、廿日市市防災会議の所掌事務及び委員の構成を見直し、当該会議の委員の数の上限を変更するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 5 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和３７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「全出力２０キロワット以下のもの」の次に「及び次条に規定するもの」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（急速充電設備）

第１２条の２ 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力２０キロワット以下のもの及び全出力５０キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐^{きょう}体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を

検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ばらその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第13条第2項から第4項までの規定中「前条第1項」を「第12条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の第12条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、対象火気設備等に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 8 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり深江雨水幹線築造工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 4 年 9 月 1 1 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 工 事 名 深江雨水幹線築造工事
- 2 工事場所 廿日市市深江一丁目、深江二丁目及び深江三丁目地内
- 3 請負金額 3 5 5 , 3 2 0 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 大豊建設・広島ガステクノ・サービス共同企業体
代表者 広島市中区大手町五丁目 3 番 1 8 号
大豊建設株式会社広島支店
支店長 仲 川 潤
構成員 廿日市市木材港南 1 2 番 2 0 号
広島ガステクノ・サービス株式会社廿日市営業所
営業所長 兼 榊 忠 義

(提案理由)

深江雨水幹線築造工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

平成 24 年 9 月 11 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 藤 咲 俊 昭

氏 名 星 野 弥 生

(提案理由)

人権擁護委員藤咲俊昭及び星野弥生の任期が、平成24年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。

